

# 伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月5日(水)午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 3階 会議室

## 3. 農業委員

### ①出席委員 13人

会長	5番	川田邦男
委員	1番	田中茂喜
	2番	宮本厚
	3番	高月嘉彦
	4番	井上久志
	7番	清水京子
	8番	坂本竹市
	9番	小野瀬マサエ
	10番	眞田八重子
	11番	中田政木
	12番	梶原利幸
	13番	梶原光政
	14番	垣内源司

### ②欠席委員 1人

6番 木野秀俊

## 4. 農地利用最適化推進委員

### ①出席推進委員 1人

第10区 田中浩二

## 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第4 報告第19号 農用地利用権設定解除申出について

日程第5 報告第20号 農用地利用権設定解除申出について

日程第6 報告第21号 農用地利用権設定解除申出について

日程第7 報告第22号 農用地利用権設定解除申出について

日程第8 報告第23号 農用地利用権設定解除申出について

日程第9 報告第24号 農用地利用権設定解除申出について

日程第10 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第11 議案第39号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田 所 孝 之  
主 任 岡 本 由 香

## 7. 会議の概要

事務局	ただ今から、6月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、川田会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(川田会長・あいさつ)
事務局	それでは、議事に移らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、川田会長にお願いします。
議長	ただ今から、6月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、6番 木野委員さんから欠席の旨通告がありましたのでご報告します。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、11番 中田委員さん、12番 梶原委員さんをお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日の1日間と決定しました。
議長	次に、日程第3、報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局よりお願いします。
事務局	1ページの報告第18号をご覧ください。 (報告書朗読) 遺産分割は、農地法3条1項12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法3条の3第1項による届出となっています。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	質疑がないようですので、次に移ります。
議長	次に、日程第4、報告第19号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。
事務局	2ページの報告第19号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、平成31年4月22日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第5、報告第20号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

3ページの報告第20号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、平成31年4月22日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第6、報告第21号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

4ページの報告第21号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、平成31年4月22日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第7、報告第22号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

5ページの報告第22号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、平成31年4月22日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について

て、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第8、報告第23号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

6ページの報告第23号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、平成31年4月24日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第9、報告第24号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

7ページの報告第24号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、平成31年4月24日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第10、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

8ページの議案第38号の議案書から、9ページは位置図、10ページは地番地目図、11ページは配置図、12から15ページは現況写真、16ページは土地改良区の意見書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

申請農地の所有者は、近隣の住宅所有者から農地の一部を通行に使用したいと申し出があったので、現通路の付替えを行い、通行地役権を設定をするものであります。

本日、お配りしました農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る調査書①をご覧ください。

申請地は、中山間地域等に存在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い

小集団の第2種農地であります。したがって、立地基準には適合しており一般基準を中心に審議をお願いします。

まず、立地基準の第2号の代替性についてですが、説明のとおりで問題ないと思います。

次に一般基準第3号転用の確実性ですが、資力及び信用、遅滞なく工事に着工及び目的どおりに利用する見込み、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われま

す。次に第4号の周辺農地等への影響についても問題ないと思います。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第10区の田中推進委員さんからお願いします。

第10区

田中推進委員

眞田委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、宅地に囲まれた農地の一角であり、周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。また、事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。以上のことから農地転用に問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

10番

眞田委員

次に、10番の眞田委員さんからお願いします。

田中推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第38号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

次に、日程第11、議案第39号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

ここで、議案第39号につきましては、「農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

1番 田中委員さん、2番 宮本委員さんは、該当しますので退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局

17から18ページの議案第39号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和元年5月24日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が9件で18筆、面積は、19,998㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18

条第3項の各要件を満たしております。受付番号8番から16番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明が終わりました。これより質疑にはいります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第39号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案39号は原案のとおり決定いたしました。

1番 田中委員さん、2番 宮本委員さんは、自席にお戻りください。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時20分)